参考資料　登米市内交通情報

資料4

登米市内タクシー台数（宮城県タクシー協会HPより R8.10.19現在）

※仙北支部のうち会社所在地が登米市にあるものを抜粋

会社名	石ノ森観光	豊里タクシー	新田観光タクシー	迫観光タクシー	米谷交通	米川タクシー	米山タクシー	合計
ジャンボ	3				1		1	5
大型								0
普通	6	2	2	5	2	4	4	25
介護		1						1
合計	9	3	2	5	3	4	5	31

登米市の交通関係取組み（登米市HPより R8.10.19現在）

名称	対象者	料金・予約	移動範囲	備考
市民バス	どなたでも	200円 予約不要	登米市内	・主な利用目的：通院、通学、通勤 ・乗換案内サービスにて検索が可能 （NAVITIME・ジョルダン）
住民バス	どなたでも	無料 予約不要	登米市内 （東和地区以外）	・小学校の登下校の間の時間帯にスクールバス（豊里町は患者輸送バス）を活用して、市民バスが走っていない地区の輸送サービスを行うもの ・運行経路上で手を挙げて乗車（一部区間除く）
デマンド型乗合タクシー	実施地区の住民	大人300円～ 子ども100～ 予約必要	原則、町域内	・利用者の予約に応じて運行する乗合方式 ・決められた区域内で柔軟に乗降できる （R8実施地区：迫町森地区・東和町米川地区・東和町錦織地区・中田町浅水地区・東和町米谷地区）
市外病院移動支援実証実験事業	登米市民 （自ら移動することが困難な人）	500円（片道） 予約必要	市役所～大崎市民病院 市役所～石巻赤十字病院	・実証実験：R8.8.3～10.30 平日のみ ・公共ライドシェア

参考資料　ライドシェアについて①

資料4

【ライドシェア　（海外でサービス提供されている所謂「ライドシェア」）】

○WEB・配車アプリ等を介して、一般ドライバーと利用者が直接運送契約を結び運送を実施すること。
○各国制度がバラバラで、アプリ事業者に運転者管理・運行管理を義務づける国もあれば、運転者自身に車両管理・運行管理を義務づける国もある。
○個人等が許可・登録をせずに有償で運送する行為であるため、日本では認められていない。白タク行為に該当。

【日本版ライドシェア（自家用車活用事業）】

○タクシーが不足する地域、時期、時間帯に限り、その不足分を補うため、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して有償で運送サービスを提供する取り組み。
○「公共の福祉のためやむを得ない場合」との整理で道路運送法第78条第3号に基づく許可を受け、運送することができる。
○タクシー事業を補完する制度

※下線部について
タクシー事業者が一般ドライバー（第一種免許ドライバー）を雇用し、一般ドライバーに自家用自動車を運転させ、有償で運送サービスを提供する。

【公共ライドシェア・自治体ライドシェア（自家用有償旅客運送）】

○既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合（交通空白がある場合）、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法第78条第2号に基づく登録を受け、有償で運送を行うもの。
○実施主体は、自治体、NPO等の営利を目的としない者とされている。
○平成18年の運送法改正で制度として明確化された。
（昔からある制度だが、令和6年度あたりから急に「公共ライドシェア・自治体ライドシェア」と呼ばれるようになった。）

日本版ライドシェア（自家用車活用事業）の運行形態

①利用者と事業者の間で運送契約が締結され、事業者が運送責任を負うものであること。※タクシー事業と同様
②運送の引受け時に発着地が確定している運送であること。
③運送の引受けに当たって、自家用車活用事業による運送サービスが提供されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
④運賃及び料金は、タクシー事業の事前確定運賃制度に準ずること。
⑤運賃及び料金の支払い方法は、原則キャッシュレスによる方法であること。
⑥運送サービスの発地又は着地のいずれかが、事業者が許可を受けている営業区域内に存するものであること。

※R7.10.22_宮城県向け_説明資料（東北運輸局自動車交通部）より抜粋

参考資料　ライドシェアについて②

資料4

タクシー事業・日本版ライドシェアの比較

	タクシー事業	日本版ライドシェア
運送主体・責任	・タクシー事業者	・タクシー事業者
運送の引受け	・流し営業 ・施設、路上での客待ち ・営業所への配車依頼（電話等） ・配車アプリによる引受	・営業所への配車依頼（電話等） ・配車アプリによる引受 ※日本版ライドシェアによる運送サービスを提供することについて旅客の了承が必要
運賃・運送対価	・距離時間併用運賃 ・時間制運賃	・事前確定運賃
ドライバー	・第二種免許を有する者 ・運転者登録機関で登録を受けたもの ・乗務開始前に会社から法令に基づく指導教育を受けた者	・第一種免許を有する者（二種免許を保有していない者） ※ドライバー選任以前の2年間無事故かつ免許停止処分を受けていない者。初心者期間ではない者 ・乗務開始前に会社からタクシードライバーと同等の指導教育を受けた者
使用車両	・事業用自動車	・運送者に使用権限がある自家用車 ・事業用自動車 ※通常のタクシーと区別できる外観とすること
運行に係る制限	・営業区域を発地または着地とする運送であること	・営業区域を発地または着地とする運送であること ・運行はタクシーが不足する時期・時間帯に限る ・運行可能な車両数は地域で不足する車両数として国土交通省が示した車両数に限る ・許可期間2年 （継続したい場合、期限前に再度許可を取る必要あり）

※R7.10.22_宮城県向け_説明資料（東北運輸局自動車交通部）より抜粋